

保土ヶ谷区寄り添い型生活支援事業委託 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、保土ヶ谷区入札参加資格審査・指名業者委託選定委員会要綱第8条の規定に基づき、「保土ヶ谷区寄り添い型生活支援事業」を公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続等について定める。必要な手続等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準、委託仕様書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(参加資格)

第3条 受託候補者は、「保土ヶ谷区寄り添い型生活支援事業実施要綱」(平成30年保こ第2943号)第3条各号に規定する要件を満たす他、次の各号すべてに該当する法人であることを要する。

- (1) 平成29・30年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていること、又は、応募申請時に登載申請がされていること。ただし、後者の場合、第2回区業者選定委員会の当日には、横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていなければならない。登録種目・細目コードは、333-Z(福祉サービス・その他)又は350-Z(その他の委託等)であること。
- (2) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱(平成16年4月1日。以下「指名停止要綱」という。)の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 代表者もしくは役員が、以下の項目に該当しないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
- (4) 代表者もしくは役員が指定暴力団の構成員ではないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

- (7) 市税を滞納していないこと。
- (8) その他、公序良俗に反する行為を行っていないこと。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 提案者の概要及び事業実績
- (2) 業務実施方針
- (3) 業務実施内容及び実施方法
- (4) 業務実施上の管理運営体制
- (5) 事業予算その他業務の実施に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルの評価項目は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案者の事業実績。業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (2) 業務実施内容及び実施方法の妥当性・実現性等
 - (3) 業務実施上の管理運営体制の妥当性・実現性等
 - (4) 事業予算の妥当性・実現性等
- 2 提案書に基づくヒアリングを実施し、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 3 評価の採点が同点の場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。票数が同数の場合には委員長の判断により特定する。
 - 4 提案者が1者の場合にも、評価を実施する。
 - 5 第1項各号に掲げる各項目について、評価委員の合計点（ヒアリングに出席した評価委員会の採点合計をいう。）が上限配点の合計の60%に満たない項目がある場合は、当該候補者を受託候補者とすることはできない。
 - 6 提案者の評価結果については、結果通知書にてその提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及び評価基準の確認
 - (2) ヒアリング
 - (3) 提案書の評価
 - (4) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には次の者を委員とし、委員長及び副委員長を置く。
 - (1) 保土ヶ谷区総務課長（委員長）
 - (2) 保土ヶ谷区福祉保健課長（副委員長）

- (3) 保土ヶ谷区こども家庭支援課長
 - (4) 保土ヶ谷区こども家庭支援課学校連携・こども担当課長
 - (5) 保土ヶ谷区生活支援課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
 - 5 提案書の評価にあたり、実施したヒアリングに欠席した評価委員は、採点ができないものとする。
 - 6 委員長は、評価結果を保土ヶ谷区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告する。
 - 7 評価委員会の総務は、保土ヶ谷区こども家庭支援課が行う。

(選定の効力)

第7条 受託候補者として特定した者（以下「特定者」という。）の選定の効力は、特定者が業務を開始した年度から起算して5か年度とする。

- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、業務の受託者として適当でないと認めるときは、選定の取消又は運営の停止を命じることができる。
- 3 前項のほか、受託者が初年度の申請書類の提出以降、契約の締結までの間又は運営期間における毎年度の委託契約時点において、指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けている場合には、本件の選考、契約手続への参加資格及び運営者選定の効力を取り消す。

(その他)

第8条 この要領の適用において必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年11月12日から施行する。